

保険番号マスター（宮城県04）

番号	設定項目名	仙台市																				利府町		乳幼児(旧)	
		乳幼児(新)								障害者	母子・父子家庭	老人		子ども						子ども		乳幼児(旧)			
1	保険番号	183	383	483	583	683	783	283	199	299	141	241	263	363	463	563	253	353	663	763	143	243			
2	法別番号	83	83	83	83	83	83	83	99	99	41	41	83	83	83	83	83	83	83	83	43	43			
3	短縮制度名	乳食負有	乳食負無	乳外組国	限乳食有	限乳食無	限乳組国	乳児償還	障害償還	母子償還	老人1割	老人2割	子就前	子就前組国	子ども	子国組	子負無	子負有	利府子	利府子国組	乳児社市	乳児組合			
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
9	年齢(開始～終了)	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 999	0 - 999	60 - 69	60 - 69	3 - 15	3 - 15	6 - 18	6 - 18	0 - 6	6 - 15	6 - 18	6 - 18	0 - 6	0 - 6			
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
12	レセプト請求(印刷)	2	2	3	2	2	3	3	3	3	0	0	2	3	2	3	0	0	2	3	2	3			
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
※	所得情報																								
14	外来負担区分	2	2	2	2	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2				
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	100	100	100	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	0			
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	500	500	500	500	500	0	0	0			
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0			
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8000	8000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0			
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24	入院負担区分	2	2	2	2	2	2	3	3	3	1	1	2	2	1	1	2	1	1	1	1	2			
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	100	100	100	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	0	500	500	500	500	0			
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30	1月上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40200	40200	0	0	0	0	0	0	0	5000	5000	0			
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	10	0	0	0	0			
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
33	食事療養費	1	3	1	1	3	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

(注) 乳幼児医療費(新)

平成17年10月からの運用制度に改正されましたので留意願います

【乳食負有】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい(入院時の食事療養費の自己負担有りの受給者証保持者)。社保は専用の「連記式請求書」に集計し総括表を添えての請求、国保はレセプトでの請求です。

【乳食負無】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい(入院時の食事療養費の自己負担無しの受給者証保持者)。社保は専用の「連記式請求書」に集計し総括表を添えての請求、国保はレセプトでの請求です。

【注】 負担者番号「83040170」(川崎町)、「83040287」(富谷町)は食事療養費は「半額助成」です。「富谷町(市)」は令和5年10月より全額助成。一部市町村では「入院のみ助成対象」も有る為、窓口で受給者証の確認が必要です。

【乳児償還】： 一部の国保組合(県医師、県歯科医師)および国保資格証明書交付患者、県外受給者に適用して下さい。窓口では一部負担金を徴収して下さい。該当受給者リストが必要な医療機関では「償還払い一覧表」PGを組込んで下さい。

【乳外組国】： 一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。専用の「連記式請求書」に集計し総括表を添えての請求となります。食事療養費の助成は無いものとして設定しております。

【限乳食有】【限乳食無】【限乳組国】： 限度額適用認定証を持っているが持つてこなく、一部負担金から(80100円+(総医療費-267000円)×1%)を引いた額の窓口負担が発生する場合、こちらをご使用ください。

障害者医療費 償還払い方式です。当該患者の管理を必要とする医療機関でのみご使用下さい。専用の「医療費助成申請書」が有りますが、標準の「償還払い一覧表」に出力します。

母子・父子家庭医療費 償還払い方式です。当該患者の管理を必要とする医療機関でのみご使用下さい。専用の「医療費助成申請書」が有りますが、標準の「償還払い一覧表」に出力します。

老人医療費 県単公費では有りませんが、レセプトによる請求のため保険番号マスターのみ提供します。

「老人1割」(1割負担の患者に適用して下さい) 「老人2割」(2割負担の患者に適用して下さい)

仙台市(平成24年1月)、富谷町(平成25年10月)、名取市(平成27年10月)

※富谷町(市)は食事療養費が半額助成の為、本体側で食事療養費半額助成の対応を行っています。(負担者番号「83040170」「83040287」の場合、半額助成)令和5年10月より患者負担無し、食事療養費全額助成となります。保険番号383.683をご使用ください。

【子就前】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい。外来は初診時一部負担金有り。社保は専用の請求書、国保はレセプトでの請求です。※名取市も同様の制度のようす

※社保分で、限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-267000円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子就前組国】： 一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。外来は初診時一部負担金有り。専用の請求書での請求です。※名取市も同様の制度のようす。

※限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-267000円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子ども】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい。外来は初診時一部負担金有り、入院は日500円/10日。社保は専用の請求書、国保はレセプトでの請求です。

※社保分で、限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-267000円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子国組】： 一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。外来は初診時一部負担金有り、入院は日500円/10日。専用の請求書での請求です。

※限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-267000円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子負無】： 仙台市の制度。患者負担無し。食事療養費は患者負担です。社保国保共にレセプト請求です。一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)は保険番号583をご使用ください。※令和4年12月より開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセ(1)タブの」一部負担金0円記載(記録)(外来)、「一部負担金0円記載(記録)(入院)」の左側「1」右側「2」で設定してください。

【子負有】： 仙台市の制度。外来は初診時のみ500円、入院は日500円/10日の患者負担。食事療養費は患者負担です。社保国保共にレセプト請求です。一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)は保険番号583をご使用ください。※令和4年12月より開始

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセ(1)タブの」一部負担金0円記載(記録)(外来)、「一部負担金0円記載(記録)(入院)」の左側「1」右側「2」、

「負担金計算(3)タブの」初診時以外の負担金計算(外来)、「1入院@日限度とする特別計算(入院)」の左側「1」で設定してください。

利府町(平成25年10月)

子ども医療費 【利府子】： 市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい。外来初回のみ500円、入院1日500円/月5000円限度の患者負担です。レセプトでの請求です。令和3年4月より保険番号183と同制度のようす。

【利府子国組】： 社保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。外来初回のみ500円、入院1日500円/月5000円限度の患者負担です。専用の請求書での請求です。令和3年4月より保険番号783と同制度のようす。

※限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-267000円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

乳幼児医療費(旧) 平成17年9月末までの制度運用です。「乳児社市」(社保および市町村国保の患者に適用して下さい) 「乳児組合」(国保組合の患者に適用して下さい)